



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

### 公園遊具を撤去します

あけぼの公園（末広町）、西幸町児童遊園地（西幸町）、幸栄団地（西幸町）の3公園で行った専門家による点検診断で、劣化や破損して使用できない遊具がありました。事故の心配もあることから今年撤去を行います。

児童数や利用状況を踏まえ、地域の方と話し合いながら、今後の利用を検討していきます。

○問合せ 建設課土木管理係（☎ 47-2118）

### みんなで春の大掃除をしましょう

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります」とあります。

訓子府町では美しい町づくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。

春を迎え、みんなで自宅や職場周辺などをきれいにしましょう。

○一斉清掃期間 5月14日(土)～22日(日)

○問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203）

## 「ひまわり号」が巡回します

移動献血車「ひまわり号」が今月来町しますので、皆さんの献血へのご協力をお願いします。



と き	ところ
5月17日(火)	9:00～10:20 仲 町 JAきたみらい訓子府地区事務所前
	10:50～11:30 弥 生 北見農業試験場前
	13:00～13:30 東 町 味の素食品北海道株式会社前
	13:50～16:30 東 町 町公民館前

※場所によっては、始まる時間が予定より多少遅れる場合がありますが、ご了承ください。

### 新型コロナウイルス感染症予防対策のご協力をお願い

- ・献血会場では、マスクの着用と手指消毒をお願いしています
- ・入口で体温測定を実施しています（発熱が確認された方については、献血車内への入場をご遠慮いただいています）



日本赤十字社では、職員の健康チェック、職員の手指消毒を徹底し、献血車内の良好な衛生環境を保持しています

■問合せ 福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

## 自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所（☎ 23-6826）

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日（1次）
一般幹部候補生	22歳～26歳未満	～6月16日(木)まで	6月25日(土)：帯広
一般曹候補生（男女）	18歳～33歳未満	～5月10日(火)まで	5月21日(土)：美幌・帯広・釧路
自衛官候補生（男女）			①5月28日(土)：美幌・釧路 ②5月29日(日)：帯広

## 春の行楽期の交通安全運動

5月15日(日)から24日(火)までの10日間「春の行楽期の交通安全運動」が実施されます。この時期は、観光やレジャーなど車を利用して出かける機会が多くなり、交通量が増加するほか、二輪車や自転車の利用が増えるなど交通事故の増加が考えられます。

ドライバーは安全運転を心掛け、交通事故に遭わない、起こさない、また、子どもや高齢者が悲惨な事故に巻き込まれないように、交通安全の大切さを家庭や職場で話し合いましょう。

### ■重点目標

- 自転車の安全利用の推進と歩行者の交通事故防止
- 観光・行楽に伴う交通事故防止
- 後部座席を含む全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの確実な着用
- 飲酒運転の根絶



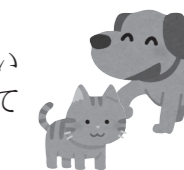
■問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）

## ペットの飼い主の方へのお願い

日ごろから、ペットの飼い主の方には飼育マナーについてご理解をいただいているところですが、以前から犬や猫の苦情・相談が多く、町内会としても大変困っているとの話があり、また、町民の方からも多くの苦情が町に寄せられています。

最近多いのが、雪解け後にふんが散見され、被害に遭っている方は大変困っています。

ごく一部のマナー違反者により、適正に飼育している方にも大変な迷惑が掛かっていますので、ペットの飼い主の方は、近隣の方への気配りを忘れず、かわいいペットが他人に迷惑を掛けないように、ご理解とご協力をお願いします。



### ■苦情の一例

- ・散歩中、飼い犬がふんをしているのを見ても拾わない。所属していない町内会の敷地ではふんを拾わない
- ・道路の法面でふんをさせて拾わない。町内会で草刈りをする際に飛び散って汚い
- ・雪かきをしていたら、雪の中からふんが出てきた

- ・犬を（夜中）放し飼いにしている、畑が荒らされた
- ・拾ったふんを指定ごみ袋に入れずに散歩コースのごみステーションに捨てていく
- ・庭の作物などを荒らされた。ふんや尿がついていた
- ・近所の犬小屋が汚い、臭いがする
- ・犬をたたいたり、蹴ったり虐待している

### ◆皆さんへのお願い◆

- ◆散歩のときは袋を持参し、ふんを持ち帰り適正な後始末をしてください（燃やすごみになります）
- ◆犬の放し飼いはしないでください
- ◆飼い猫は家の中で飼育してください
- ◆野良犬、野良猫には周辺の住民に迷惑を掛ける餌やりはやめてください
- ◆面倒を見ることができないのであれば、不妊、避妊手術をしてください
- ◆ペットを捨てないでください

■問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）